

## 5月9日(日)から6月20日(日)まで

実施区域:三重県全域 重点措置実施区域 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、 朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

## 県民の皆様へ

新たな要請(特措法第24条第9項に基づく要請)

〇日中も含め、外出や移動を避けて

※生活の維持に必要な場合を除く

適用

特措法第24条第9項に基づく要請

○20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けて

※重点措置区域のみ特措法第31条の6第2項に基づく要請 〇大人数や長時間におよぶ飲食は避けて 〇県境を越える移動は避けて ※生活の維持に必要な場合を除く

県外の皆様への協力依頼 〇三重県への移動を避けて ※生活の維持に必要な場合を除く